

町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

町田市子ども発達センター条例（平成１５年１２月町田市条例第５９号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（事業） 第３条 センターは、第１条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （１）～（３）略 （４）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第５条第１９項</u>に規定する計画相談支援に関すること。 （５）～（７）略 （利用対象者） 第６条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 （１）・（２）略 （３）第３条第４号に掲げる事業 障害者総合支援法第５１条の１７第１項に規定する<u>計画相談支援対象障害者等</u>（障がい児の保護者に限る。） （４）略	（事業） 第３条 センターは、第１条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （１）～（３）略 （４）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第５条第１８項</u>に規定する計画相談支援に関すること。 （５）～（７）略 （利用対象者） 第６条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 （１）・（２）略 （３）第３条第４号に掲げる事業 障害者総合支援法第５１条の１７第１項に規定する<u>計画相談支援対象者等</u>（障がい児の保護者に限る。） （４）略

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。